

平成27年1月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成27年1月6日(火)
- 2 会 場 都城島津邸伝承館交流室
- 3 開始時間 午後1時30分
- 4 終了時間 午後4時40分
- 5 出席者 小西委員長、島津委員、中原委員、赤松委員、黒木教育長  
その他の出席者  
児玉教育部長、杉元教育総務課長、久保田学校教育課長、肥後  
スポーツ振興課長、月野生涯学習課長、新宮文化財課長、長友  
山之口教育課、櫻木高城教育課長、中沢高城教育課主査、新甫  
図書館長、後藤美術館長、稲吉都城島津邸館長、東教育総務課  
副課長、岡田教育総務課主幹
- 6 会議録署名委員 島津委員、中原委員

7 開会

○小西委員長

新年あけましておめでとうございます。

ただいまより、1月の定例教育委員会を開催します。ご協力をお願いします。

8 前会議録の承認

○小西委員長

平成26年12月定例教育委員会の会議録につきましては、修正しましたものがお手元にあるかと思いますが、差し替えをお願いします。他に内容についてご異議ございませんでしょうか。それでは、前会議録を承認いたします。

9 会議録署名委員の指名

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、島津委員、中原委員をお願いいたします。

本日は、報告が7件、議案が13件、計20件の議事がございますので、規則では署名委員の指定の後に、教育長報告となっておりますが、議事を済ませた後に、教育長報告をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

10 議事

○小西委員長

それでは、議事に入ります。議案第50号を高城教育課長より説明をお願いします。

※高城教育課長より説明

○小西委員長

質問はないでしょうか。

○島津委員

幼稚園の定数に対して、定数いっぱい、お子さんが入園しているか、園舎が古くなっているのではないかとということが気になりますが。

○高城教育課長

平成26年度の入所状況で申し上げますと、高城幼稚園が定数120名に対しまして、45名、充足率38%となっております。石山幼稚園は、定数40名に対しまして、13名、充足率33%となっております。有水幼稚園は、定数80名に対しまして、7名、充足率9%でございます。合計で65名が現在の在園者数でございます。続きまして、園舎の状況でございますが、高城は小学校の敷地内で、石山と有水は小学校の校舎に接しております。耐震性はすべて満たしております。特段、古い状況ではありませんが、高城幼稚園は、昭和51年開設以来そのままの状況で、40年経過している状況です。

○小西委員長

定数に対する充足率が低いようですが、入園されないお子さんがいるということですか、それとも、ほとんどが入園されているけれども、お子さんの数が少ないということでしょうか。そうしますと、この定数は状況に応じて変更が必要ということはないのでしょうか。

○高城教育課長

それぞれ、昭和49年から51年に開設されておりますが、その当時の未就学児の数を基準に定数を定めています。それから変更をしております。石山と有水は、全てが地元の子どもだけで、その子達そのまま小学校に入学します。高城につきましては、民間の保育所が2カ所ありますので、5歳児、年長組ということで進まれる子どもはいますが、ほとんどが幼稚園の方に就学前教育ということで入園されています。ですので、入園者の数が高城地域の5歳児の数と言えらと思います。

○小西委員長

この定数というのは、このままでいいのでしょうか。

○高城教育課長

定数というのは見直す必要があると思います。

○小西委員長

それでは、そういった検討もされるということですか。

○教育部長

公立幼稚園は高城町だけに3園ありまして、小1プロブレムを解消するという高城の地域性のある幼稚園です。いま、厚労省と文科省の認定こども園ということで、変わってきていますので、保育と教育を一緒にしていこうという考え方があるのですが、来年度、今年4月からはこの公立幼稚園の所管が高城総合支所の方に移ってまいります。この公立幼稚園を今後どうしていくのか考える必要があるかと思えます。将来的には、幼稚園と保育園が一緒になった認定こども園、あるいは、民間委託の認定こども園といったものを検討していかなければいけないと思っております。子どもたちも少なくなっておりますし、在り方を検討していくことになるかと思えます。子ども子育て制度になりまして、保育料も上がったところです。民間の保育園、幼稚園と比べましても、かなり安い金額でした。保育料は、条例では市長が定める額とするとありますが、国の基準に準じた額となります。明日、庁議で最終決定をしていくこととなります。幼稚園の存続につきましては、地元では、幼稚園に行きたいという声もあるようですので、検討していきたいと思えます。

○小西委員長

地元の方には大切な幼稚園の根本的な検討をしていただきたいと思えます。それでは、議案第50号を決定します。

○小西委員長

議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第51号を山之口教育課長より説明をお願いします。

※山之口教育課長より説明

○小西委員長

質問はないでしょうか。

○島津委員

議案第47号の新旧対照表の現行の第6条は、市長はとなっておりますが、他の第2条は教育委員会となっております。第6条の市長は教育委員会の誤りではないのでしょうか。

○山之口教育課長

利用料に関することについては、市長となります。

○島津委員

議案第48号、49号の弥五郎活性化センターは元々主語は市長となっていたのでしょうか。基本的なことですが、4月1日からは、市長部局で使い始める条例規則を教育委員会で発議するというのは、現在所管している部局で、先々のものを発議するということがよろしいのでしょうか。

○教育部長

おっしゃるとおりで、4月1日から移管し、条例規則を使うこととなりますので、それ以前に現在の担当部局で発議するということとなります。

○島津委員

庁議に付議されるといわれましたが、教育委員会で発議した後、受け入れ側の地域振興課でも確認するということとなりますか。

○教育部長

条例については、この後、庁議にかけて、そして、議会に提案されます。

○小西委員長

議案第47号の第9条で、入館を拒否し、退館を命ずることができるとあり、第1項で公の秩序を乱し、他人に危害を及ぼすとあり、施設、展示品を損傷するとあります。議案第48号では、利用の許可と利用の許可の取り消しと利用の制限で、第6条第2項第1号、2号、第7条、第8条に同じようなものがあります。利用の制限と許可では内容が重複しているのではないのでしょうか。違いの説明をお願いします。

○山之口教育課長

議案第47号には、現行では、入館の拒否等についての規定が無かったので追加して改正することになりました。第48号では、弥五郎どんの館に弥五郎どんを展示している部分と生活改善センターがあって、条例の中で2つの施設について規定しています。

○小西委員長

汚損し、損傷し、消滅するということが、加わってきているのですね。

○山之口教育課長

法制担当から、細かく追加した方が良いと指導があり追加したものです。

○小西委員長

利用の許可と取り消し、制限の条文に同じような内容がありますが、制限するというのは許可を出してからということになりますか。

○山之口教育課長

許可を取り消す、利用を許可したけれど利用の範囲を狭めるという考えのもとに6条から8条までの規定になっています。

○小西委員長

中を見て、公の秩序を乱し、もしくは、善良な風俗に反し、または公益を害する恐れがあると認められる者に許可をしてから、制限をするとすると、現実的にイメージできないのですが。そういう者を許可してしまってから制限するというのはどういう風に制限が掛かるのでしょうか。

○山之口教育課長

そういうことが分からずに許可してしまった場合に、入館を拒み、退館を

命ずるということになると思います。

○小西委員長

制限というのは、始まってからということになるわけですね。言葉が難しいかなと思います。

○山之口教育課長

申請があつて、許可をしました、その時点では、公序良俗に反するとか、センターを汚損することかがわからなかったが、利用している途中で分かった場合に中止させるのが第8条になります。

○小西委員長

ということは、部分的に改善させるということですね。

○山之口教育課長

そういうことを念頭に置いて規定していると思います。

○小西委員長

場合によっては、取り消しになる場合もあるが、改善させるということになりますか。制限ということは。

○山之口教育課長

今までは、そのような規定がありませんでしたので、いったん許可をしようとして、利用を制限する条項がないので、法制の指導により規定するものです。

○小西委員長

そういったものが制限となりますか。

○山之口教育課長

そうなると思います。

○小西委員長

寄付金の募集、物品の宣伝販売をやってしまったから、分かった時に制限するということは、それを止めてくださいということですか。

○山之口教育課長

その場はそういう使い方はできませんということになります。

○小西委員長

許可なく印刷物やポスターを貼った時にはそれは違反しているので、撤去してくださいというのは、制限でできますが、販売とかになると制限では、できないのではないのでしょうか。利益を主としているものを制限するというものは、もはや、止めるしかないので、制限という言葉は全体に縛れないのではないのでしょうか。

○山之口教育課長

これまではなかったのを追加しています。委員長が言われることについては、今後、法規審議会の方で細かく審査してもらいます。

○小西委員長

申請の段階で分かることだとは思いますが、そこで分からなくて、蓋を開けたらそういうことだったという場合、それが物品販売であったり、宣伝であったりとしたときには許可にならない訳で、それを止めてもらう必要がある場合、その言葉が制限となりますか。ポスターとかは、とってくださいと言って制限になりますが、そういう行為に対して中止してもらうのも制限になりますか。

○島津委員

制限というのは、利用するその傍らで、宣伝、物品販売をする場合に、本来の利用目的の範囲においては、使っていてもいいが、外れてやっていることを止めてくれということではないでしょうか。

○小西委員長

当てはまらない部分をやめてもらうことは制限でいいと思います。

○島津委員

完全に出ていってくれとなると退館となるのではないのでしょうか。

○小西委員長

退館というのは、来館者に退館ではなくて、やっている人に退館を命ずるとなるのですね。

○山之口教育課

生活改善センターを利用している利用者に対して退館を命ずることになります。これまでは、具体的なものが無かったので、今回の改正で追加するものです。

○小西委員長

それでは、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第51号を決定します。

○小西委員長

報告第105号と議案第46号を文化財課長から説明をお願いします。

※文化財課長より説明

○小西委員長

出前授業のところで、グラフがありますが、その中の一般実施というのはどういうものですか。

○文化財課長

出前授業と体験学習、教材の貸し出しが学校を対象にやっています。一般対象に企画展を資料館で1回、図書館、山之口地区公民館で開催し、一般対象の体験学習会を開催していますので、その分が一般実施になります。昨年度から、埋文活用調査票を使用していますので、小中学校実施が18から46に増えています。

○小西委員長

発掘は工事等で深く掘るためにその土地が対象となるのでしょうか。

○文化財課長

発掘の対象は深く掘る、掘らないではなく、遺跡の範囲であればそこを試掘調査します。2mから3m位までは試掘調査しますが、それ以上になりますと危険が伴いますので、臨機応変な対応をとります。地層の4500年前の御池の軽石位までで何も出なければ、調査を終了します。ボラ層が厚いので、そこまでで遺構が無ければ終了します。

○小西委員長

試掘でたまたま遺構があったから発掘の対象となるわけですか。

○文化財課長

地下のことですから、遺跡の範囲と考えていても、無い場合もあります。

○小西委員長

遺跡の範囲というのは、文化財課に資料がある訳ですか。そして、発掘の費用は、誰が出すのでしょうか。

○文化財課

試掘については、市が負担します。遺跡があって、民間開発である場合は、その事業者、利益を受ける方に負担していただいています。

○小西委員長

開発があるという情報を文化財課でキャッチして、出向かれるのでしょうか。

○文化財課長

建築課で開発行為、建築確認の際に、文化財課に相談に来てもらって、遺跡の範囲に入っているかを調べています。遺跡の範囲内の場合は試掘をさせてもらっています。

○小西委員長

それでは、報告第105号を承認し、議案第46号を決定します。

○小西委員長

報告第107号を都城島津邸館長に説明をお願いします。

※都城島津邸館長より説明

○小西委員長

現在の入館状況はどうか。

○都城島津邸館長

開館日数が、50日のうち23日が経過して、昨日までで、3700名ほど観覧いただいています。

○小西委員長

会場の混み具合とかはどうか。最初懸念していました、混みすぎたり

とかはありませんでしょうか。

○都城島津邸館長

保育所が予約をいただいておりますが、どうしても午前中10時から11時となつて、時間が重なりまして、園児がバス1台、2台と来られると、十分に楽しめない状況がありますので、第1希望、第2希望を聞いて、分散するようにしています。石蔵が狭いため、苦慮しています。

○小西委員長

ご質問はございませんか。それでは、報告第107号を承認します。

○小西委員長

議案第55号を美術館長より説明をお願いします。

※美術館長より説明

○小西委員長

寄託を受ける場合は最初に寄託の期間を設定されるものですか。

○スポーツ振興課長

寄託は、美術館で展示、研究をするということでお預かりしますので、特に期間は設けませんが、寄託の契約書を作りまして、双方から申し出が無ければ更新していくこととなります。途中で返してほしいという申し出があった場合はお返ししなければならないということもあります。

○小西委員長

それでは、議案第55号を決定します。

○小西委員長

議案第52号、議案第53号、議案第54号を図書館長より説明をお願いします。

※図書館長より説明

○小西委員長

質問はございませんか。NPO法人の方は、本館と高城分館に固定して勤務されているのでしょうか。

○図書館長

毎年、若干の異動はあるようです。全部変えることはないようです。

○小西委員長

それでは、議案第52号、議案第53号、議案第54号を決定します。

○小西委員長

報告第103号をスポーツ振興課長より説明をお願いします。

※スポーツ振興課長より説明

○小西委員長

質問はございませんでしょうか。それでは報告第103号を承認します。

○小西委員長

報告第104号、議案第44号、議案第45号の説明を生涯学習課長にお願いします。

※生涯学習課長より説明

○小西委員長

質問はございませんか。第45号は、これまでは日にちが多いときは、2枚出されていたのでしょうか。

○生涯学習課長

1週間に1回借りられる方が多くて、1か月前から申し込みができて、月5日になりますので、2枚にわたって書いていただくことになっていました。

○小西委員長

それでは、報告第104号を承認し、議案第44号、議案第45号を決定します。

○小西委員長

報告第102号と議案第56号を学校教育課長より説明をお願いします。

※学校教育課長より説明

○小西委員長

ご意見、質問はありませんでしょうか。

○島津委員

やむを得ないことと思いますが、授業日数の試算がされていますが、これは曜日の並びによって、年によって多いとき、少ないときが5日位違ってくるものですか。

○学校教育課長

現行の管理規則で35年度までを試算したのですが、特に27年度、28年度は205日しか取れないという状況で、曜日とか祝日の関係で他の年と比べて、2日前後少なくなったりしてきています。

○島津委員

8月いっぱい夏休みという感覚がありますが、今の教育課程に従うとどうしても授業日数が200数日確保するためには、全国的にこのような感じになるのでしょうか。

○学校教育課長

基本的には、学習指導要領では、小学校低学年は年間850時間、高学年は980時間確保してくださいとなっています。中学校におきましては1015時間となっています。この205日は1日を5時間から6時間と見た時に約1200時間確保できますが。例えば、中学校では1015時間で、そこには185時間の余裕がありますが、それを学校の行事とか、授業ができない行事に充てていきますので、そういったことを差し引いて、20から30日くらいの予備日を持つようにしています。そのため、最低205日が必

要となってきます。

○島津委員

1学期の始業日については、確かに4月1日に転入されてきた先生、新採用の先生にとっては厳しいところがありますね。

○学校教育課長

途中に土曜日曜を挟めば、余裕は持てますが、平日が続くと、場合によって、引っ越しもままならない状況もございます。

○中原委員

アンケートを取られて、色んな希望が出ていますが、希望のかなわない学校もあるということですよ。例えば、夏季休業を8月31日までにして欲しいとかいう希望はかなわないことになりますよね。

○学校教育課長

この様な学校は、おそらく小規模校で、授業時数が確保できます。例えば、出張であっても、組み替えて自習にならないように、確保できるので余裕があります。中規模、大規模になるとそれが非常に難しくなって、逆に確保できません。夏休みが短くなることで、夏休みの目的意義から考えると外れませんが、授業時数の確保から、中規模、大規模校は早めに始めてほしいという意見があります。

○小西委員長

それでは、報告第102号を承認しまして、議案第56号を決定します。

○小西委員長

報告第101号、議案第43号を教育総務課長に説明をお願いします。

※教育総務課長より説明

○島津委員

補助執行とは、各総合支所にいる地域振興課の教育担当は地域振興課長が上司だが、生涯学習課等と横の連携をとって、言わば、縦にも横にも連携をとって、仕事をやっていくイメージでよろしいですか。

○教育総務課長

そうですね。総合支所再編に当たって、補助執行というやり方と併任辞令を出してというやり方を検討した結果、補助執行ということになりました。

○教育部長

スポーツ行政では、地域の核となっていたスポーツ施設は総合支所の教育課で管理していましたが、来年度からは、高城だけは違いますが、スポーツ振興課が集中的に管理していくこととなります。スポーツ誘致活動などこれからは一体的に考えていく中でスポーツ振興課が良いだろうとなりました。ただ、地域の施設は地域の方が利用する施設は総合支所をお願いすることにしました。今まで、教育委員会の所管であった社会教育は教育委員会の職員

として教育課でやっていたものが、それぞれの地域性も大事なことでありますが、情報提供等、教育委員会との情報の共有を図っていかないといけないと考えています。4月からは、これまで教育課でやっていた職員がほとんど受け持っていくだろうと考えています。地域の方には今後説明をしてやっていく必要はあります。旧都城市内では民主団体もきっちりと組織もできていますが、総合支所管内は全てにおいて、役場が手を添えて、非常にきめ細かいサポートをしてきた部分がありますので、行政改革の中で組織が再編されて、最初は難しいところがあるかもしれませんが、徐々に行政がすることと、地域の方が自分でやるのが上手くバランスが取れるように、旧都城市のように、なっていくといいと思います。総合支所はスケールメリットで、一人でやるのではなくて、みんなでやっという地域性がありますので、十分なサポートができるのではと思います。この市長部局との協議の中で、総合支所にも理解してもらう必要があると考えています。

○小西委員長

この一覧表ができる時点で、いろんな意見が出たのでしょうか。

○教育総務課長

生涯学習課、スポーツ振興課が主だったのですが、学校教育に関する事務については、以前に学校教育課に移行しました経緯があります。学校の転入転出については全て学校教育課で行っています。スポーツ振興、生涯学習について地域密着といったところもありますので、教育課で担っていました。地域の方にしてみれば、教育委員会というより、総合支所に頼れる人がいるかが大事であると考えていますので、どこに所属しようとする住民の側からするとその区別はないということも言えます。ただ、教育委員会として、社会教育とは、生涯学習とはといったことについては、連携をとっていかねばいけないと協議の中では出ています。ですから、この1年目の中で連携をどのようにとっていくかを確立していくことが重要だと考えています。

○赤松委員

例えば、高城に転入してきた方が転入届は高城にする、学校がどこになるという判断は本庁までお出でになってすることになっていきますか。

○教育総務課長

昨年度までは、総合支所の教育課で受け付けて、教育課で処理をしていましたが、今年度からは市民生活課で受け付けをして、学校教育課とやり取りをして、処理をしています。内容によっては、本庁に来ていただいています。学校教育課関連のものについては、昨年度、すべて整理がついて、今年度から学校教育課で行っています。生涯学習課、スポーツ振興課に関連するものが残っていて、今回の補助執行の協議の対象となっています。

○小西委員長

補助執行の連携を密にして、住民の方の意向を取り入れるかが大事でしょうね。旧4町の議員は合併によるマイナス面を言われますが、これによって、その傾向が強くなることをなくす努力が必要かと思います。教育総務課としてのお考えはどうでしょうか。

○教育総務課長

総合支所の再編の協議は2年前から行っております。教育委員会としては、地域での社会教育、スポーツ振興の継続と衰退しないように話を進めてきたところです。地域の方が、教育課がなくなったことで、総合支所に行っても誰も相談する人いなくなったということが起こらないようにすることで話がまとまりました。今まで、教育課に相談していた色々な民主団体の支援とかは引き続き変わらず地域振興課で担っていただくということが1番ではないかということでこの結果に落ち着いたところです。

○小西委員長

補助執行の場合、総合支所の地域振興課の方が定例教育委員会に出席されるのですか。総合支所への情報は間接的に行くわけですか。

○教育総務課長

高城でいいますと、幼稚園に関することは、高城にしかないので、その件について、定例教育委員会に諮らないといけないものがある場合は、本庁には担当課がありませんので、地域振興課が説明することになると思います。本庁の担当課がやっている事業の一部であれば、本庁の担当課が説明することになると思います。

○教育部長

幼稚園とかはあくまでも教育委員会の所管であって、補助執行しているので、方針として、教育委員会の意向で動いてもらう必要があると思います。

○教育総務課長

今でも、民主団体やスポーツ少年団の補助金はすでに、生涯学習課、スポーツ振興課が全部予算計上しています。その後に総合支所の教育課に分配しています。ですから、例えば、女性団体の補助金の在り方については、生涯学習課が同じ視点で見て、並べているような状態です。どこが突出しているかが分かっている、どう均一にしていこうかという方針を生涯学習課できめて、使っているというのが、合併から続いて来ていますので、今後も継続していけるとと思います。

○島津委員

いずれにしても、地域振興課と教育委員会と定期的に協議というか、情報交換をする仕組みを設ける必要があるのではないのでしょうか。

○教育総務課長

総合支所の教育課の持っている地域の特徴のあるイベントが地域振興課に

移管されています。これは、生涯学習課に集約されると、市全体としてやるべきものではないということで廃止することも出てきますので、地域振興課で担うことになっています。

○小西委員長

それでは、報告第101号を承認し、議案第43号を決定します。

#### 1.1 教育長報告

○小西委員長

それでは、教育長報告をお願いします。

○教育長

本日、お配りした資料について報告をしたいのですが、時間がありませんので、次回にさせていただきます。次回もこの資料を使いますので、お持ちください。

#### 1.2 その他

○2月定例教育委員会日程について

日程 平成27年2月17日（火）13：30から

会場 南別館4階第1会議室

以上で、1月の定例教育委員会を終了いたします。